

福井県土木部所管建設工事に係る週休２日工事試行要領

(趣旨)

第１条 この要領は、福井県土木部所管の建設工事において、受注者の働きやすい職場環境づくりを図るため、週休２日工事の普及・実現に向け、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (１) 完全週休２日：「工事着手日から工事完成日までの土曜日および日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- (２) ４週８休：「土曜日・日曜日に限定せず、１か月（２８日）当たり８日間は、現場閉所を行ったと認められる状態」とする。悪天候のため現場閉所している日も休日として取り扱う。工事対象期間内において現場閉所日数の割合が２８日あたり８休（28.5%）以上あれば、４週８休と見なす。
- (３) 現場閉所：「現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等の作業を行う場合を除く。」とする。
- (４) 対象外の期間：以下の期間は、対象外とする。
 - ・年末年始の６日間
 - ・夏季休暇の３日間
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事全体を一時中止している期間
 - ・監督職員があらかじめ対象外としている期間
 - ・緊急的な関係機関の対応および天災等による災害対応の期間
 - ・その他、現場条件等により監督職員が対象外と認めた期間

(対象工事)

第３条 福井県土木部所管の建設工事において、下記事項に該当する工事で、工事成績評定の対象となる全ての工事を対象とする。

- ・災害に伴う緊急工事および災害復旧工事でないこと
- ・現場条件（完成期限や関連工事等）に支障がない工事

(発注方式)

第４条 次の各号のいずれかの方式により実施する。

- (１) 発注者指定方式（「週休２日チャレンジ工事」）
入札公告および特記仕様書に「完全週休２日の実施を受注の条件とする」と明示され実施される方式
- (２) 受注者希望方式（「４週８休工事」）
受注者が施工計画書に週休２日（４週８休）を確保する旨を明記し、あらかじめ受発注者間で確認・協議を行ったうえで実施される方式

(「週休2日チャレンジ工事」の実施方法)

第5条 入札段階(入札公告および特記仕様書)において、『週休2日チャレンジ工事の対象工事であり、完全週休2日の実施が受注の条件である』ことを明記する。

(別紙 公告例、特記仕様書例を参照)

- 2 受注者は、契約後、現場稼働中の工期(工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く)の全ての土曜日および日曜日を現場閉所する旨を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受ける。
- 3 監督職員は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- 4 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- 5 「週休2日チャレンジ工事」において、受注者が完全週休2日に取り組まない場合や月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。

(「週休2日チャレンジ工事」の積算方法)

第6条 「週休2日チャレンジ工事」は、当初の設計時において、特記仕様書に定める補正係数を乗じた積算を行う。

- 2 完全週休2日が達成できなかった場合には、前項の全ての補正係数を1.0とし、減額変更する。

(工事成績評価)

第7条 「週休2日チャレンジ工事」ならびに「4週8休工事」において、それぞれの方式で定義する週休2日が達成された場合には、工事成績評価により評価を行う。

- 2 いずれの工事も、週休2日が達成できなかった場合であっても、工事成績評価は減点しない。

(確認方法)

第8条 受注者は、実施状況を月報により監督職員に報告し、監督職員は月報に基づき履行状況の確認を行う。

(工事看板)

第9条 週休2日チャレンジ工事に取り組む受注者は、週休2日チャレンジ対象工事であることを、工事看板に明記すること(別紙 工事看板表示例を参照)

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成31年5月1日から施行し、同日以降に契約を行う工事から適用する。

「週休２日チャレンジ工事」（発注者指定方式）の記載例

（入札公告の記載例）

本工事は、「週休２日チャレンジ工事」の対象工事であり、完全週休２日（土曜日および日曜日）の実施を受注の条件とする工事である。

（特記仕様書の記載例）

第〇〇条 「週休２日チャレンジ工事」に関する事項

- 1 本工事は、週休２日（土曜日・日曜日）の普及・実現に向けた工事であり、完全週休２日の実施を受注の条件とする工事である。
- 2 受注者は、当該工事が「週休２日チャレンジ工事」である旨を工事看板に明記すること。
- 3 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）の全ての土曜日および日曜日を現場閉所する完全週休２日を反映した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けること。
- 4 天候や住民対応等で止むを得ず土曜日・日曜日の作業が必要となった場合には、監督職員に事前に協議を行うこと。
- 5 現場稼働中の工期における土曜・日曜の現場閉所の達成状況に応じて、工事成績評定の評価を行う。また、完全週休２日が達成できなかった場合には、労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正を下表の通りとし、減額変更する。

補正係数	当初設計	未達成時
労務費	１．０５	１．００
機械経費（賃料）	１．０４	１．００
共通仮設費率	１．０４	１．００
現場管理費率	１．０５	１．００

注：市場単価や土木工事標準単価は補正対象としていない。

- 6 なお、土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。
- 7 受注者が完全週休２日に取り組まない場合や月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。
- 8 工事完成後は、監督職員が指定したアンケートに協力すること。
- 9 「週休２日チャレンジ工事」の実施にあたっては、「福井県土木部所管建設工事に係る週休２日工事試行要領」に基づくものとする。この試行要領は、福井県土木部土木管理課のホームページから入手できる。

(工事看板の例)

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を
〇〇しています

週休2日チャレンジ工事

(この工事は、土曜日および日曜日に
作業しません)

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

通常砂防工事

発注者 福井県〇〇土木事務所〇〇〇課〇〇G
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

工事整理番号 1 2 3 4 5 6 7